

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定(一九六・福祉政策課)
 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(一九七・福祉政策課)
 保安林予定森林の指定通知(一九八・森林整備課)
 保安林の指定解除予定通知(一九九・森林整備課)
 保安林予定森林の指定通知(二〇〇・森林整備課)
 争議行為の予告(二〇一・労働政策課)
 基本測量終了の通知(二〇二・建設管理課)

告示

過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の実施(二〇五・道路環境課)
 地籍調査の成果の認証(二〇六・農山村振興課)
 公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
 市町村営土地改良事業計画の変更の同意(秋田総合農林事務所)
 選挙管理委員会告示
 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(三六)
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(三七)
 個人演説会を開催することができる施設の指定(三八)

秋田県告示第九十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
 の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|---------------------|----------------------|----------------|------------|
| 西部介護ステーション訪問看護事業所 | 社会福祉法人西仙北町社会福祉協議会会長 | 仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下百七十八の九 | 訪問看護 | 平成十四年十月一日 |
| 老人保健施設ほのぼの苑 | 医療法人正和会理事長 | 南秋田郡昭和町大久保字街道下九十二番一 | 短期入所療養介護 | 平成十四年十月十日 |
| J A秋田みなみホームヘルプサービス事業所 | 秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長 | 男鹿市脇本脇本字向山一番地の四 | 訪問介護 福祉用具貸与 | 平成十四年十月十六日 |
| 株式会社大与能代居宅介護支援事業所 | 株式会社大与代表取締役 | 能代市中和二丁目五番三十五号 | 居宅介護支援事業 | 平成十五年二月一日 |

| | | | | |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|------------|
| 株式会社大与能代訪問介護事業所 | 株式会社大与代表取締役 | 能代市中和二丁目五番三十五号 | 訪問介護 | 平成十五年二月一日 |
| 鳥海観光指定訪問介護事業所 | 株式会社鳥海観光代表取締役 | 由利郡矢島町七日町字羽坂三番地十一 | 訪問介護 | 平成十四年五月一日 |
| デイサービス「和」 | 企業組合孫の手サービ ス代表理事 | 由利郡由利町東鮎川字立井地二十四番地一 | 通所介護 | 平成十四年十二月一日 |
| 訪問介護センター「和」 | 企業組合孫の手サービ ス代表理事 | 由利郡由利町東鮎川字立井地二十四番地一 | 訪問介護 | 平成十四年十二月一日 |
| 特別養護老人ホームサン・サルビア | 社会福祉法人県南ふくし会理事長 | 大曲市角間川町百十番地 | 短期入所生活介護 | 平成十二年十二月六日 |

秋田県告示第百九十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十五年三月二十日
秋田県知事 寺田典城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------------------|------------------------|-------------------|------------|
| J A秋田みなみホームヘルプサービ ス事業所 | 秋田みなみ農業協同組合代 表理事組合長 | 南秋田郡若美町払戸字大堤百六十番地 | 平成十四年十月十五日 |

秋田県告示第百九十八号
農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十五年三月二十日

- 秋田県知事 寺田典城
- (一) 保安林予定森林の所在場所
山本郡二ツ井町仁鮎字仁鮎小掛山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定実施要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字仁鮎小掛山（次の図に示す部分に限る。）
- イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁鮎小掛山（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 工 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所
 山本郡二ツ井町濁川字濁川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字濁川山（次の図に示す部分に限る。）

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(三)(一) 保安林予定森林の所在場所
 山本郡二ツ井町小掛字仁鮎小掛山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仁鮎小掛山（次の図に示す部分に限る。）

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び山本総合農林事務所並びに山本郡二ツ井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第百九十九号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 解除予定保安林の所在場所

雄勝郡皆瀬村畑等字小安奥山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝総合農林事務所並びに雄勝郡皆瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第百二十号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

雄勝郡皆瀬村畑等字小安奥山九（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び雄勝総合農林事務所並びに雄勝郡皆瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第百二十号

平成十五年三月十二日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

(一) 賃金の改善に関する事。

(二) 諸手当の改善に関する事。

(三) 要員確保に関する事。

(四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十五年三月二十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

鹿角市花輪八正寺十三番地

北秋田郡鷹巣町花園町十番五号

能代市落合字上前地内

山本郡山本町森岳字田尻百七番地

南秋田郡八郎潟町川崎貝保三十七番地

秋田市飯島字西袋二百七十三番地一

本荘市川口字家後三十八番地

大曲市通町一番三十号

横手市駅前町一番三十号

湯沢市表町三丁目三番十五号

秋田市八橋南二丁目十番十六号

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第二百一十号

平成十四年秋田県告示第三百四十一号の基本測量について、平成十五年三月一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第二百一十号

平成十四年秋田県告示第四百六十四号の基本測量について、平成十五年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第二百一十号

平成十四年秋田県告示第六百十三号の基本測量について、平成十五年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第二百一十号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により、次のとおり市町村道の工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|------|-------|---------------------------------|-------|-------------|
| 市町村名 | 路線名 | 工 事 区 間 | 工事の種類 | 工事の開始の日 |
| 皆瀬村 | 菅生生内線 | 雄勝郡皆瀬村川向字滑坂二番一から同村川向字木積場五十一番三まで | 橋梁整備 | 平成十五年三月二十五日 |

秋田県告示第二百一十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のと

おり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 調査を行った者の名称
田代町
成果の名称
北秋田郡田代町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
北秋田郡田代町大字早口の一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
二・五六平方キロメートル
認証年月日
平成十五年三月十二日
- (二) 調査を行った者の名称
仙南村
成果の名称
仙北郡仙南村の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
仙北郡仙南村大字金沢の一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
〇・三二平方キロメートル
認証年月日
平成十五年三月十二日
- (三) 調査を行った者の名称
平鹿町
成果の名称
平鹿郡平鹿町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
平鹿郡平鹿町大字醍醐・浅舞の各一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
一・七四平方キロメートル
認証年月日
- (四) 調査を行った者の名称
平鹿町
成果の名称
平鹿郡平鹿町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
平鹿郡平鹿町大字醍醐・浅舞の各一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
一・七四平方キロメートル
認証年月日
- (五) 調査を行った者の名称
平鹿町
成果の名称
平鹿郡平鹿町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
平鹿郡平鹿町大字醍醐・浅舞の各一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
一・七四平方キロメートル
認証年月日

- (一) 調査を行った者の名称
雄物川町
成果の名称
平鹿郡雄物川町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
平鹿郡雄物川町大字大沢の一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
二・三二平方キロメートル
認証年月日
平成十五年三月十二日
- (二) 調査を行った者の名称
山内村
成果の名称
平鹿郡山内村の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
平鹿郡山内村大字大沢・土淵の各一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
〇・七六平方キロメートル
認証年月日
平成十五年三月十二日
- (三) 調査を行った者の名称
皆瀬村
成果の名称
雄勝郡皆瀬村の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
雄勝郡皆瀬村大字川向の一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
二・三三平方キロメートル
認証年月日
平成十五年三月十二日
- (四) 調査を行った者の名称
雄勝郡皆瀬村
成果の名称
雄勝郡皆瀬村の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
雄勝郡皆瀬村大字川向の一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
二・三三平方キロメートル
認証年月日
平成十五年三月十二日
- (五) 調査を行った者の名称
雄勝郡皆瀬村
成果の名称
雄勝郡皆瀬村の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
雄勝郡皆瀬村大字川向の一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
二・三三平方キロメートル
認証年月日
平成十五年三月十二日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十五年二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田パドラーズ

三 代表者の氏名

中 西 信 豊

四 主たる事務所の所在地

秋田市大町一丁目二番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、自然河川環境社会を構築するすべてのネットワークの人々に対して、自然環境保全を大きな柱として河川自然環境の事業を行い、自然環境保護社会創成に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、若美町から協議があった土地改良事業(八ツ面地区中山間地域総合整備事業(ほ場整備))計画の変更について、平成十五年三月十二日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に

六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年三月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四六
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八七九

秋選管告示第三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年三月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

| | |
|--------|--------|
| 秋田市 | 八四、二六八 |
| 能代市 | 一四、七三四 |
| 横手市 | 一〇、九〇九 |
| 大館市 | 一八、二一〇 |
| 本荘市 | 一一、一一三 |
| 男鹿市 | 八、四六二 |
| 湯沢市 | 九、三九七 |
| 大曲市 | 一〇、六六一 |
| 鹿角市鹿角郡 | 一一、七三一 |
| 北秋田郡 | 一八、一六三 |
| 山本郡 | 一三、四八一 |
| 南秋田郡 | 一九、九〇七 |
| 河辺郡 | 五、二六三 |
| 由利郡 | 二〇、九四五 |
| 仙北郡 | 三一、九一六 |
| 平鹿郡 | 一八、五九八 |
| 雄勝郡 | 一一、六六〇 |

秋選管告示第三十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨仁賀保町選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

| 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|--------------------|-----------|
| 仁賀保町勤労青少年ホーム | 由利郡仁賀保町平沢字中町七十九番地 | 平成十五年三月三日 |
| 仁賀保町総合福祉センター | 由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番地一 | " |

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubarara@matsubararainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄